

今年の冬はガーデニングを楽しみませんか！！

冬に育てられる花は「手入れが大変！」と思っている方もいらっしゃると思います。しかし、冬は花が傷みにくく、気温が低いため、土が乾くまで時間がかかるので水やりの回数が少なく日ごろの管理がしやすい時期です。また、花の成長がゆっくりであるため寄せ植えがしやすく、たくさんの花を植えても全体のデザインが崩れにくいのも冬のガーデニングを楽しむポイントです！！

おすすめの冬の花

☆パンジー・ビオラ☆

花期は10月～5月頃までと長く楽しめます。寒さに強いので寂しくなりがちな冬の庭にピッタリです。

パンジーとビオラはとても良く似ていますが、花の大きさを呼び方を変えています。4～5cm以上のものをパンジー、それよりも小さいものや原種をビオラと呼びます。

同じ手入れの仕方で大丈夫です。

最近では、カラーバリエーションや咲き方もたくさんあるので、いろいろなアレンジが楽しめます。



☆クリスマスローズ☆

その名前からクリスマスに咲く花だと思われがちですが、花期は1月～4月になります。クリスマスには間に合わないものの、「クリスマスに近い時期にバラのような花を咲かせる」ことからその名の由来になったとも言われています。夏の暑さや日差しに弱く、木の株元などの日陰でよく咲いてくれます。なお、クリスマスローズは色づき方・花弁の形・咲き方など繊細な花姿をもつので、ぜひ自分の目で確かめてから手に入れてほしい花です。

☆アリッサム☆

いくつもの小花を茎先で咲かせます。花期は長く、2月～6月・9月～12月頃になります。高温多湿が苦手です。

春に咲いた花は、夏に茎を5cm程切ってやり、風通しが良い場所で暑さに注意しておけば秋にもよく花をつけてくれます。花の色も白・ピンク・紫など他の花と組合せしやすい色が揃っていて、また、草丈も10～15cmと低く、広がって咲いていくので寄せ植えや花壇の縁取りに向いている花の1つです。



☆ノースポール☆

小さなマーガレットのような姿をしているノースポールは寒さに強く、12月～5月頃までと長い間花を楽しめます。乾燥を好み、蒸れに弱いので特に冬は水のやりすぎに注意が必要です。

鉢植えで育てる場合は、土が乾いていることを確認してから、しっかりと水をあげてください。

また、株同士の距離が近すぎると、蒸れの原因になり、長持ちしなくなるので植え付けの時は、株間をしっかりとあけるようにしてください。

また、暖かくなって茂りすぎたら、葉を除いて風通しをよくしてあげてください。



定期預金キャンペーンのお知らせ



金利：0.1%

預入金額：10万円以上 期間：3年

さらさら

皆さまからのお預入れをお待ちしております。

50万円以上お預けいただいた方に、ユニ・チャーム製品(下記参照)3点セットをプレゼントいたします!!



詳細については、当金庫本支店窓口または渉外担当者までお尋ねください。

信寿会新聞の発刊のお知らせ
かわしんから信寿会会員様へお届けする情報紙第33号です。当金庫の活動情報やお知らせをご案内します。

信寿会新聞

第 33 号

発行所
川之江信用金庫

③ 60歳代前半の在職老齢年金の支給停止基準額の引上げ

・28万円から47万円に引上げになります。

※60歳以降に厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受給する方にとっては、減額支給基準額が緩和されて手取りが増えるようになるので、改正のメリットは大きいと考えられます。

④ 在職定期改定の新設

【現行】

・65歳以上の方については、在職中の年金改定は行われません。
(改定は資格喪失時の退職時か70歳到達時)

【改正後】

・65歳以上の方は在職中であっても年金額の改定を毎年1回行うように見されます。

・納付した保険料が早期に年金額に反映されることで、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実が図れると考えられます。ただし、総報酬月額相当額と年金月額の合計が47万円を超える場合は支給停止になることがあり、結果として年金の受給額が少なくなる可能性があるため注意が必要です。

⑤ 加給年金の支給停止の見直し

加給年金の支給対象となる配偶者が在職中で在職老齢年金制度の仕組みにより特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止になっている場合、現在は配偶者加給年金は支給されていますが、施行日以降は支給停止になります。



かわしんからのお知らせ



当金庫では、地域の飲食業界を応援する企画として「クーポン付きフリーペーパー」を発行しています！！
掲載している店舗でクーポンを切り取って見せるとお得な特典がご利用いただけます。有効期限は令和4年3月31日までとなっておりますのでご注意ください。



クーポンは、当金庫本支店窓口やATMコーナー等に設置していますのでご自由にお持ち帰りください。



2022年 4月より年金制度が一部改定になります！

変更内容



① 老齢年金の繰下げ受給が「66歳から70歳まで」が「66歳から75歳まで」に変更になります。

65歳からの年金に対して1ヶ月当たり0.7%増額されることに変更はありません。

【検討するにあたっての注意ポイント！！】

・繰下げ待機期間中は加給年金・振替加算は支給されません。(繰下げても増額はなし)
・老齢年金は課税対象であるため所得税・住民税の対象となります。
・65歳以降も在職中で老齢厚生年金を繰下げの場合、在職老齢年金の適用で支給停止となっている年金額は繰下げ増額の対象外です。
※繰下げて年金を増やすかどうかは、ご自身の考えやご家族の年齢(加給年金や振替加算など)、ご家庭の状況を考慮して選択するのが望ましいと思います。

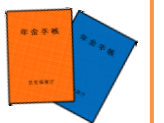
② 繰上げ受給の減額率の縮小

受給開始年齢を65歳からのところ、60歳から65歳の間の1ヶ月単位で指定できるようになります。

・2022年3月までは受給開始を1ヶ月繰上げるごとに0.5%減額されます。(最大30%)
・2022年4月以降は受給開始を1ヶ月繰上げるごとに0.4%減額されます。(最大24%)

【注意点】

・生涯にわたって減額されます。(1度選択すると取消はできません。)
・老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げしなければいけません。
・遺族年金や障害年金を受取る場合、65歳になるまでは繰上げた老齢年金といずれか1つを選択することになります。
・国民年金には任意加入できません。
・寡婦年金が受給できなくなります。



年金についての疑問や相談事は『かわしん休日金融相談会』をご利用ください。



開催日時: 毎月第3日曜日

開催場所: 当金庫 南支店

